

第22期 第29回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和6年3月21日（木）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- | | |
|---------------------------------|------------|
| （1）タイラギの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議） | ・・・ P1～3 |
| （2）委員会指示の適用除外について（日本工営株式会社）（協議） | ・・・ P4～11 |
| （3）その他 | ・・・ P12～13 |

3 閉 会

佐有漁協指第351号
令和6年3月15日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏

タイラギの採捕禁止について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本県有明海における漁業調整並びに水産業振興につきましては、日頃より特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、有明海におけるタイラギが激減し、潜水器漁業も12年連続休業しており、現在タイラギ資源の回復に向け各種取り組みが行われているところです。

そのような中近年、のり養殖漁場内に再生産に寄与するサイズのタイラギが生息しているとの情報があり、漁業者による自主的な監視体制には限界があるため令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、委員会指示にてタイラギの採捕禁止が決定され資源の回復を図っているところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴ない引き続きタイラギの採捕を禁止し、資源回復を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、タイラギ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 採捕禁止区域
佐賀県有明海区干潟域
2. 採捕禁止対象
全てのタイラギ

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 5 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 6 年 3 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

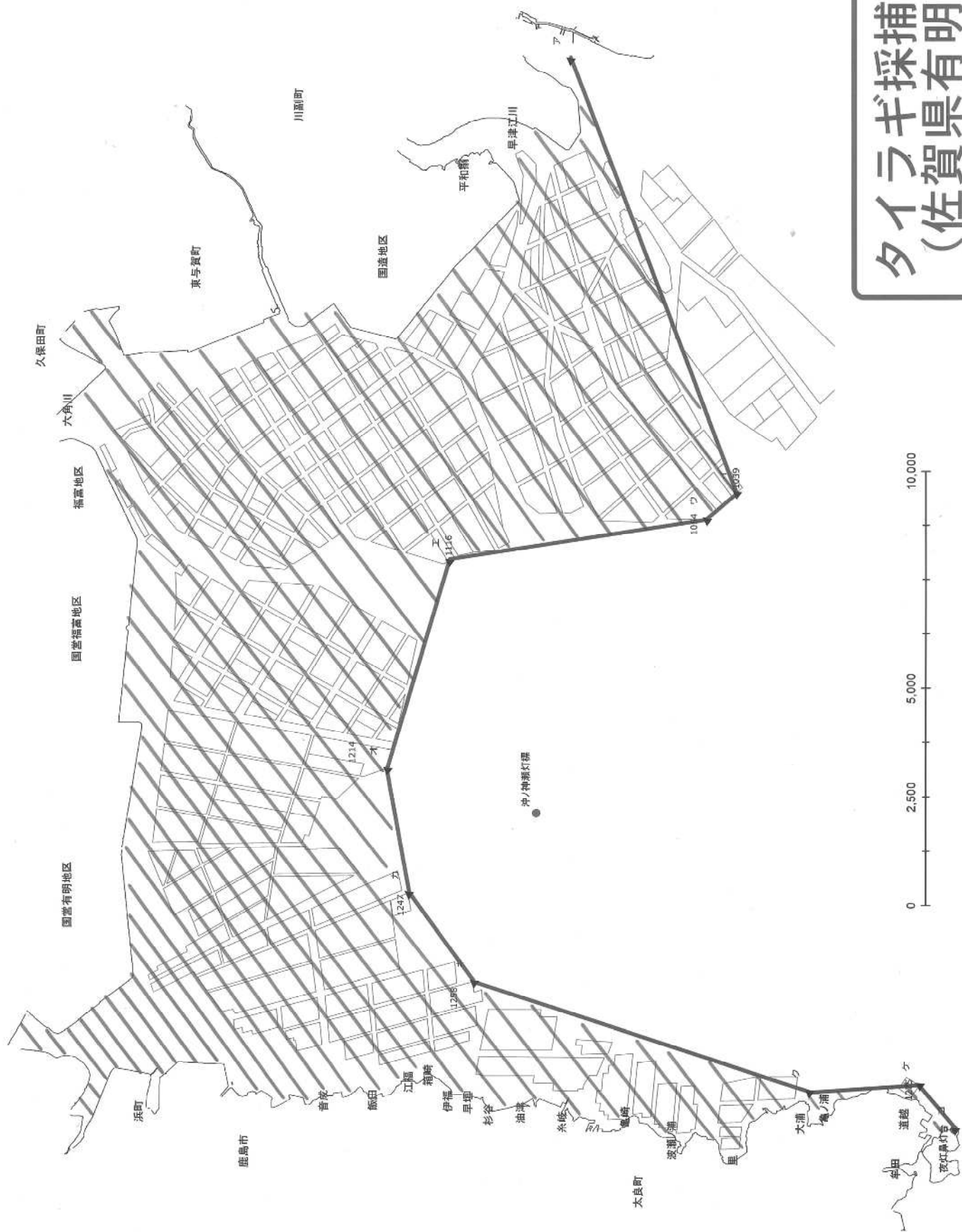
1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ	北緯 33 度 4 分 17 秒	東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ	北緯 33 度 4 分 23 秒	東経 130 度 17 分 45 秒
点エ	北緯 33 度 6 分 39 秒	東経 130 度 15 分 26 秒
点オ	北緯 33 度 5 分 44 秒	東経 130 度 12 分 54 秒
点カ	北緯 33 度 4 分 36 秒	東経 130 度 11 分 49 秒
点キ	北緯 33 度 3 分 18 秒	東経 130 度 11 分 25 秒
点ク	亀瀬灯標	
点ケ	北緯 32 度 58 分 05 秒	東経 130 度 13 分 40 秒
点コ	夜灯鼻灯台	

2 指示の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。



タイラギ採捕禁止区域 (佐賀県有明海干潟域)

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号、第 64 号の適用除外申請書

令和 6 年 3 月 19 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 福岡市博多区東比恵 1-2-12 R&F センタービル

氏名 日本工営株式会社 福岡支店長 生島 潤一

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

なお、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示についても承認いただきますようお願いいたします。

記

1 目的

業務名：防衛省九州防衛局の委託による「佐賀（5）環境モニタリング調査」において、佐賀駐屯地（仮称）の計画地周辺の環境現況調査の一環として、佐賀空港沿岸の海域における魚類の生息実態の把握を目的として実施する。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号、第 64 号

3 使用船舶 （別紙参照）

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

魚類。調査に必要な最小数量として各種数個体

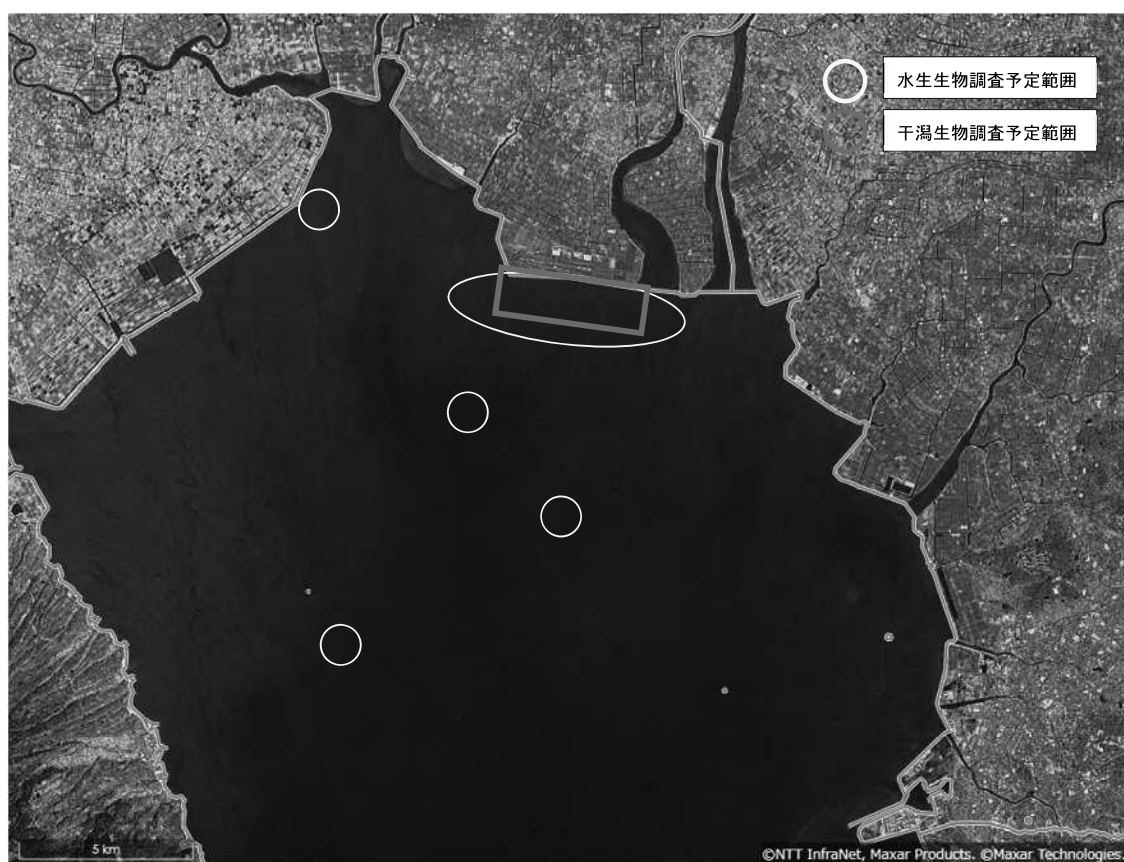
5 適用除外の期間 承認日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6 採捕の区域 有明海（別紙参照）

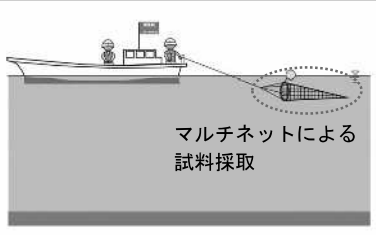
7 使用漁具及び漁法 投網、たも網、マルチネット（別紙参照）

8 採捕に従事する者の住所及び氏名 別紙参照

(別紙-1)採捕しようとする場所及び区域



(別紙-2)使用する主な調査方法

調査方法	努力量の目安	対象魚	イメージ
投網	各調査対象環境区分でそれぞれ5回程度	・ハゼ类等遊泳魚全般	
たも網	各調査対象環境区分で30分程度	・ハゼ类等底生性魚類全般	
マルチネット	約2ノット程度で10分間、表層を水平曳き	・遊泳魚類全般	 マルチネットによる試料採取

(別紙-3)採補に従事する者の住所及び氏名

住 所	氏 名

使用船舶一覧

No.	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名

同 意 書

九州防衛局による佐賀(5)環境モニタリング調査(水質調査、底質調査、水生生物調査、干潟生物調査)を実施することに同意します。

なお、期限は令和8年3月15日とします。

令和6年3月18日

日本工営株式会社

福岡支店 生島 潤一 殿

佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏



契約番号：2023U119156

設計等技術業務委託契約書

業務名	佐賀(5)環境モニタリング調査
履行場所	佐賀県佐賀市
履行期間	令和06年01月20日から令和08年03月15日まで
業務委託料	
契約保証金	

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、発注者及び受注者が電子署名の上、電子媒体として電子契約システム上に保管する。

令和06年01月19日

発注者

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
氏名 支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄

受注者

住所 福岡市博多区東比恵1丁目2番12号
氏名 日本工営株式会社 福岡支店 支店長 生島 潤一

-契約条項-

約款については、別添のとおり添付する。

契約番号 : 2023U119156

署名状態

支出負担行為担当官
日本工営株式会社

九州防衛局長
福岡支店 支店長

江原 康雄 : 署名済
生島 潤一 : 署名済

2024/1/29 11:23:47

海区漁業調整委員会事務局設置規程一部改正（案）の概要

海区漁業調整委員会事務局

改正の理由

令和6年4月1日付けの職の新設等に伴い、海区漁業調整委員会事務局設置規程の一部を改正する必要があるため。

改正案の概要

- 1 事務局に調整主幹及び副主幹を置くこととした（第2条）
- 2 その他所要の改正
- 2 令和6年4月1日から施行

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第 号
松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第1号)の一部を次のように改正する。
海区漁業調整委員会事務局設置規程 (昭和52年 令和6年3月 日)
佐賀県有明海区漁業調整委員会 西 久 保 敏
松浦海区漁業調整委員会 川 寄 和 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(職員等) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。 主幹 係長 主任主査 主査 主事 技師	(職員等) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。 <u>調整主幹</u> <u>副主幹</u> 主幹 係長 主任主査 主査 主事 技師
3 前2項に掲げる職は、書記をもって充てる。 4・5 略 6 主幹は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を整理する。 7～9 略	3 前2項に掲げる職は、書記をもって充てる。 4・5 略 6 <u>調整主幹、副主幹及び主幹は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を整理する。</u> 7～9 略

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。